



防衛監察本部

Inspector General's Office of legal compliance

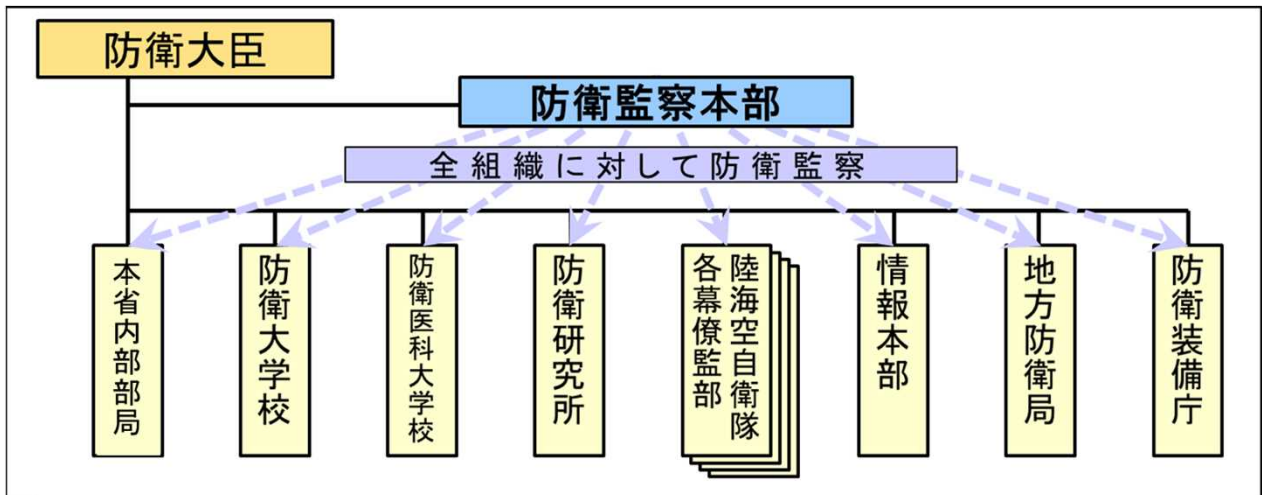


防衛省
MINISTRY OF
DEFENSE

防衛監察本部の任務

■ 監察を通じ信頼を揺るぎないものに

防衛監察本部は平成19年に設立され、防衛監察を行うとともにコンプライアンスへの取組に努めてきました。これらを通じて国民の皆様からの防衛省・自衛隊に対する信頼を揺るぎないものにしていくことが我々の重要な任務です。



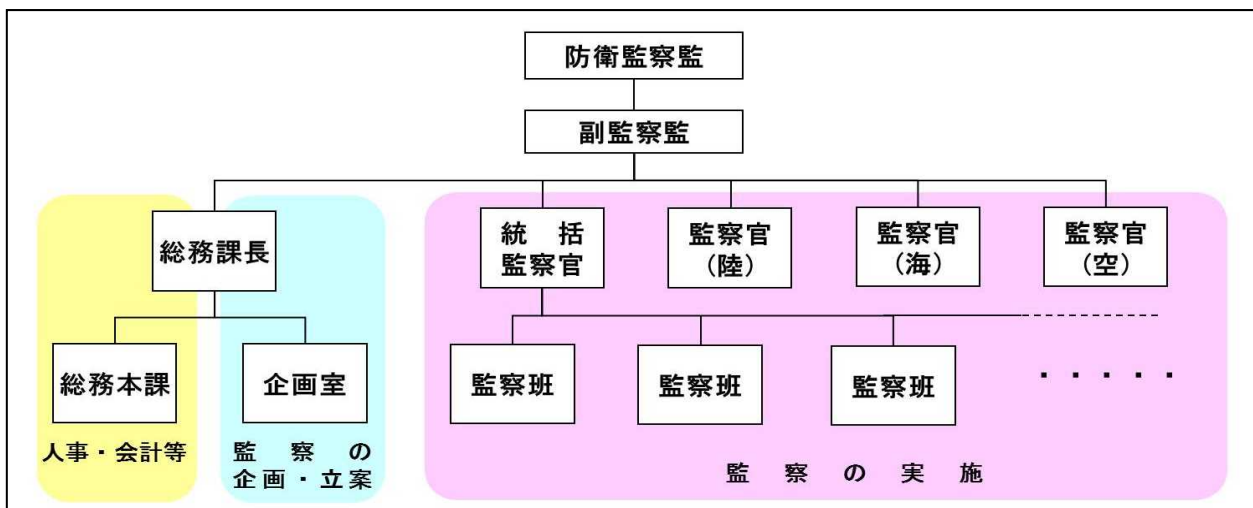
■ 防衛監察本部の任務

防衛監察本部の組織

■ 外部の人材も活用した大臣直轄の組織です

防衛監察本部は、防衛大臣直轄の特別の機関として組織されました。

また、法務省や公正取引委員会等の防衛省・自衛隊以外からの人材の登用も図っています。



■ 防衛監察本部の組織

防衛監察

より健全な組織風土を目指して

防衛監察では、防衛省・自衛隊の全組織に対し独立した立場から厳格に調査・検査し、職員の職務執行の適正を確保します。

また、防衛監察の結果は、改善策等を付し遅滞なく防衛大臣へ報告※します。報告を受けた防衛大臣は防衛監察の結果必要と認める事項について、関係する機関等の長に対し改善を命じます。

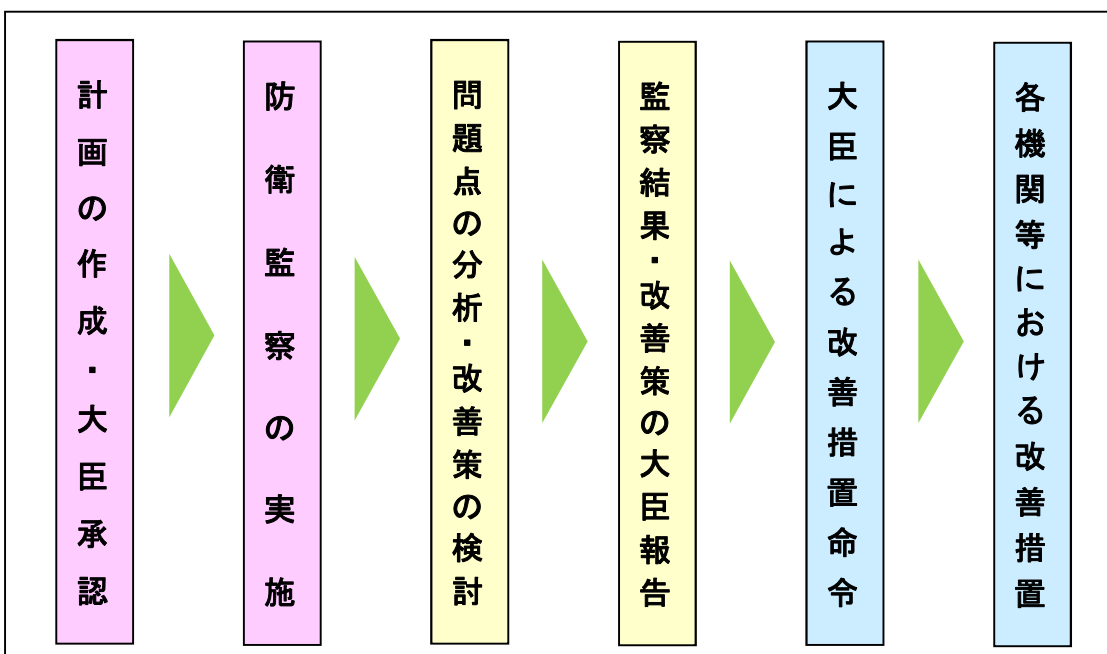
なお、年度防衛監察は毎年30～40箇所に対して実施しています。

※過去の報告書は防衛監察本部のHP<<https://www.mod.go.jp/igo/inspection/index.html>>に掲載しています。

防衛監察とは

防衛監察とは		職員の職務執行の適正を確保することを目的とした監察
種類	年度防衛監察	防衛監察監が必要と認める事項について、毎年度、計画的に実施する監察
	抜き打ち防衛監察	防衛監察監が必要と認める事項について、随時、抜き打ちで実施する監察
	特別防衛監察	防衛大臣が特に命ずる事項について実施する監察
	点検防衛監察	防衛大臣が命じた改善措置の状況について実施する監察

防衛監察の手順



コンプライアンスへの取組

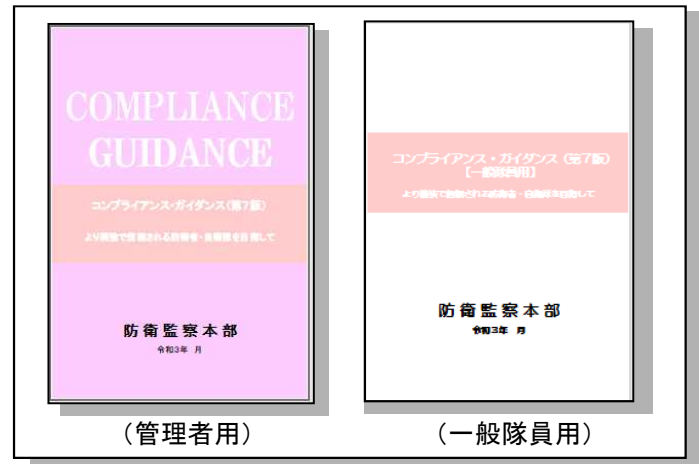
コンプライアンス意識の浸透・向上を図っています

防衛監察本部は、防衛省内の他機関等に対し、コンプライアンスに係る講習会を開催するとともに、啓発資料を作成しています。これらを通じ、職員一人一人のコンプライアンス意識の浸透・向上を図っています。

講習会（コンプライアンス講習会）の開催



啓発資料（コンプライアンス・ガイダンス）の作成



防衛監察本部ホットライン

御意見・御提案を受け付けています

防衛監察本部では、コンプライアンスの観点からの御意見・御提案を受け付ける窓口として「防衛監察本部ホットライン」を設置しております。

防衛省・自衛隊がより適正に業務を行うため、業務執行に関するコンプライアンス上の問題点について、幅広く情報提供をお願いいたします。

お寄せいただいた情報については、防衛監察本部が行う今後の監察の参考とさせていただきます。

情報提供はこちらから

メール：iken-teian@igo.mod.go.jp

電話：03-5227-2440

（平日 9:30～12:00・13:00～18:15）

FAX：03-5227-2223

郵送：〒162-8807

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛監察本部総務課企画室 防衛監察本部ホットライン担当 宛